とく得パック用インターネット接続サービスに関する特約（湘南・鎌倉局）

第１条　約款の適用

株式会社ジェイコム湘南・神奈川（以下「当社」といいます）は、ＪＣＮインターネット加入契約約款（湘南・鎌倉局）（以下「約款」といいます）第４条（インターネット接続サービスの種類等）に定めるサービスの一つとして、約款に付するこの特約により、とく得パック用インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

２　当社は、約款及び本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款及び特約によります。

３　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第２条　加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

第３条　本サービスの提供条件

本サービスの利用に当たって、約款及び本特約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。所要事項は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

２　本サービスは、別記１に定めるサービスの契約者で次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。

（１）　本サービスの契約者と別記１に定めるサービスの契約者の契約者名義が同一である。

（２）　本サービスの契約者と別記１に定めるサービスで利用する施設が同一である。

（３）　本サービスの料金の支払いと別記１に定めるサービスで定める契約の支払いが同一である。

第４条　申込の承諾

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２ 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。

（１）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（２）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

（３）加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合

（４）加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

（５）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

（６）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

（７）加入申込者が約款及びこの特約に違反する恐れがあると認められる場合

（８）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

（９）約款、この特約及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合

３ 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

４ 加入申込者は、工事を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第５条　定期契約期間

本サービスには、次に定める定期契約期間があります。

（１）　戸建住宅にお住まいの場合

サービスの提供を開始した日の属する月を１と起算して２４ヶ月間。ただし、約款に定めるインターネット接続

サービス（以下「インターネット接続サービス」といいます）、ＪＣＮテレビ加入契約約款に定める放送サービス（以下「放送サービス」といいます）、Ｊ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥ プラスサービス契約約款に定めるＪ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥ プラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話（以下「電話サービス」といいます）のすべてに契約済みの場合、サービスの変更を承諾した日の属する月の翌月を１と起算します。

（２）共同住宅、集合住宅にお住いの場合

サービスの提供を開始した日の属する月を１と起算して１２ヶ月間。ただし、インターネット接続サービス、放送サービス、電話サービスのすべてに契約済みの場合、サービスの変更を承諾した日の属する月の翌月を１と起算します。

２　契約者は、満了月若しくは満了月の翌月（以下「更新月」といいます）以外に解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第９条（料金表）の定めにより解除料を支払っていただきます。

３　当社は、第７条（解除）第３項の規定により、当社が加入契約を解除する場合には、前項の適用はしません。

４　当社は、定期契約が満了した場合には本特約を更新します。ただし、更新月に解約の申し出があった場合は、この限りではありません。

５　契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第６条　解約

契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の１０日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

２ 契約者は解約の場合、第９条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

３ 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

４ 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第７条　解除

当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払いを遅延した場合、支払いを怠る恐れがある場合、又は約款及びこの特約に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第６条（解約）の規定に準じて取扱います。

２ 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

３ 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、その事を事前に契約者に通知するものとします。

４　契約者が、第３条（本サービスの提供条件）第２項の規定を満たさない場合、若しくは別記１に定める品目以外へ変更した場合には、本サービスを解除するものとします。

５ 契約者の起因による事由により、加入契約を締結した日から起算して２ヶ月以内に電話サービスの提供が出来ない場合には、本特約を解除するものとします。

第８条　一時停止及び再開

当社は、本サービスについて、約款第１３条（インターネット接続サービスの利用の一時停止及び再開）に規定する一時停止又は再開を適用しません。

第９条　料金表

１．料金額			
品目	内 容	単 位	料金額（月額）
スピードスター１６０	下り速度上限を160Mbps、上り速度上限を10Mbpsとするサービス	１の契約者回線ごとに	３，０５０円（税込３，３５５円） 端末接続装置使用料（1台分）を含む
２．解除料			
解除料	８，５００円（税込９，３５０円）　※注１ 契約者が、更新月以外に本特約の解除を行う場合に適用します		
３．工事費			
３．１　新規・追加工事費			
本サービスの利用開始に関する工事	別に算定する実費相当額　※注２		
付加機能の利用開始に関する工事	別に算定する実費相当額　※注２		
３．２契約解除、解約に伴う工事費			
契約の解約に関する工事	別に算定する実費相当額　※注２		
上記に属さない工事費	実費／１の回数毎に　※注２		
４．手続きに関する料金			
延滞手数料	６００円（税込６６０円）／１の契約者回線毎に		
支払い証明書発行手数料及びコンビニエンスストア払込票発行手数料	１９０円（税込２０９円）／１手続き毎に		
その他の手続きに関する手数料	別に算定する実費相当額　※注２		

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

２　契約者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から料金表に定める利用額を当社に支払うものとします。

第１０条　一時金

契約者は、第９条に定める料金表に従い、工事費、延滞手数料手続きに関する料金を当社に支払うものとします。

２　加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第１１条　その他事項

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

別記1

放送サービスの区分	他に契約しているサービス
デジマックスＨＤＤ	本特約に定めるスピードスター１６０及び電話サービス
デジマックス	本特約に定めるスピードスター１６０及び電話サービス

料金表

当社は、本サービスに関する料金を下表の通り定めます。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成２６年５月３１日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

附則

この特約は、平成２３年１２月１日より施行します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２４年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２５年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　本特約料金表に定める料金額等及び附則に記した料金額等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします）については、平成２６年３月３１日までは税率５％を加算した額とし、平成２６年４月１日からは税率８％を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本特約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２６年５月１９日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成３１年４月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、２０１９年８月１日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、２０１９年１０月１日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。